

令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります

○ 消費税とは

- ・ 商品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- ・ 消費税は消費者が負担しますが、納税は事業者が行います。
- ・ 事業者は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を差し引いた額を納税します。（「仕入税額控除」といいます。）

○ インボイス制度のポイント

- ・ 令和5年10月から、事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス（適格請求書）を発行してもらい、保存しておく必要があります。
- ・ このインボイスは、税務署長の登録を受けた課税事業者のみが発行できます。（免税事業者はインボイスの発行ができません。）

$$\text{消費税額} = \text{売上げに係る消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れに係る消費税額 (仕入税額)}$$

インボイスに基づいて仕入税額控除

【従来の区分記載請求書】

●●(株)御中		請求書		○○会社	
○年○月分	請求金額	43,600円			
○月○日	割ばし	550円			
○月○日	牛肉 ※	5,400円			
	合計	43,600円			
	(10%対象)	22,000円			
	(8%対象)	21,600円			
※は軽減税率対象					



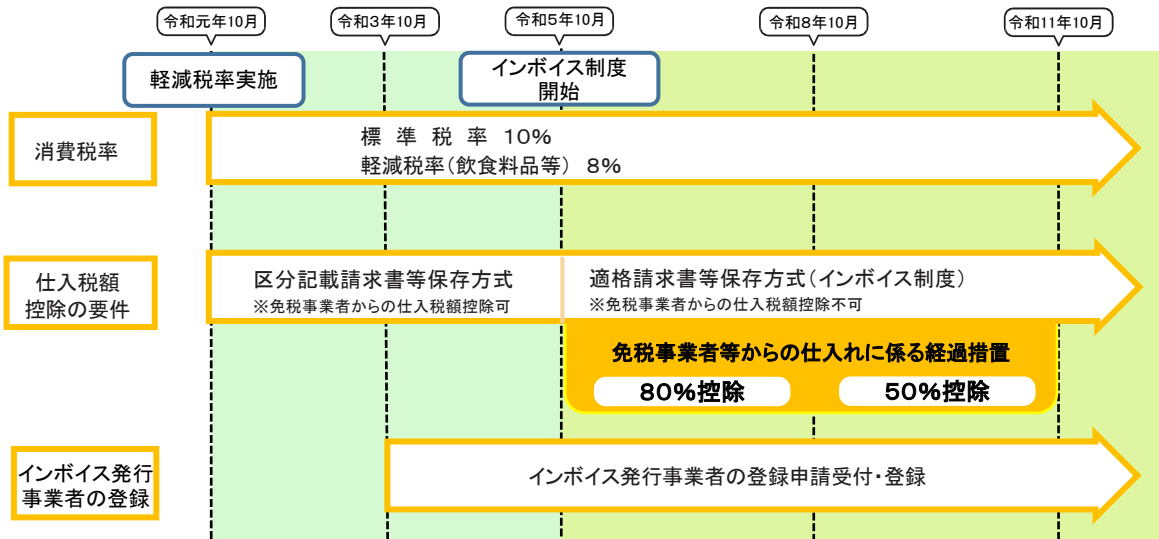
【インボイス】

●●(株)御中		請求書		○○会社	
			登録番号	(T1234...)	
○年○月分	請求金額	43,600円			
○月○日	割ばし	550円			
○月○日	牛肉 ※	5,400円			
	合計	43,600円			
	10%対象	22,000円	内税	2,000円	
	8%対象	21,600円	内税	1,600円	
※は軽減税率対象					
			消費税額等		

赤字が従来の区分記載請求書との変更点

○スケジュール

- ・インボイス発行事業者となるための登録申請は、令和3年10月から始まっています。
- ・インボイス制度の開始後6年間（令和11年9月まで）は、免税事業者等が発行する従来の区分記載請求書等に基づき、一定の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています。



○インボイス制度の特例(インボイスの保存を必要としない仕入税額控除の特例)

農業者等が卸売市場や農協、漁協、森林組合、事業協同組合などに委託して、小売業者等に販売する場合（農協などの場合は、無条件委託・共同計算方式に限ります）は、当該小売業者等は、卸売市場や農協などが発行する書類に基づいて仕入税額控除をすることができます。

その他バス、鉄道などの公共交通機関による運送や、自動販売機による商品の購入（いずれも3万円未満のものに限ります。）等についても、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で、仕入税額控除をすることができます。

○インボイス制度に関するお問い合わせ

- ・ 軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）
専用ダイヤル 0120-205-553（無料）
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く。）

※ インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問に対応しています。

- ・ 国税庁インボイス制度特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ① 説明会の開催案内、アーカイブ動画
- ② インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
- ③ インボイス制度に関するQ&A

などを掲載しています。

このサイトからインボイス発行事業者になるための登録申請もできます。

特設サイト



- ・ 農林水産省の相談窓口
農林水産省経営局総務課調整室
代表番号：03-3502-8111

北海道農政事務所	企画調整室	011-330-8801
東北農政局	企画調整室	022-263-0564
関東農政局	企画調整室	048-740-0465
北陸農政局	企画調整室	076-232-4206
東海農政局	企画調整室	052-223-4610
近畿農政局	企画調整室	075-414-9037
中国四国農政局	企画調整室	086-224-9400
九州農政局	企画調整室	096-300-6003
沖縄総合事務局	農政課	098-866-1627

【受付時間】9:30～17:00（土日祝除く。）

令和4年2月版